

第3みつわ台ハイツ緑化協定

第1条 (目 的)

この協定は、私達ハイツ内を緑化することにより、ハイツ内
美観風致を向上し、緑豊かな、安らぎある場所となし、やが
てみつわ台地区がみどりに包まれ、鳥の舞う街となり、住環
境を快適なものにすることを目的とする。

第2条 (名 称)

この協定は、第3みつわ台ハイツ緑化協定(以下「協定」とい
う。)という。

第3条 (協定の締結)

この協定は、都市緑地保全法(昭和48年法律第72号以下
{法律}という。)第14条の規定に基づいて締結するもの
とする。

第4条 (協定区域)

協定の対象となる区域は、別紙図面に表示する千葉市みつわ
台、第3みつわ台ハイツ管理組合(以下管理組合という)の
管理する敷地内全域とする。

第5条 (協定の効力)

この協定は第1条の目的を達成するため法律にもとづいて、
認可の公告があつた日から効力が生ずるものとし、また
この日以後に新たに土地所有者等となつた者に対しても、そ
の効力がおよぶものとし、

第6条 (緑化に関する事項)

- (1) 第1条の目的を達成するため、土地所有者等は、その所
有し又は地上権若しくは、賃借権を有する土地(以下
所有地等という。)の緑化につとめるものとする。
- (2) 植える木は、ハイツ内の緑を豊かにするばかりでなく、
近隣の環境保全に役立つことが必要である為、それに適
する樹木を次のものから選り、植栽することとする。

1) 花または葉を楽しむ木
ウメ、サクラ、ツバキ、サザンカ、サルスベリ、モクレン
コブシ、モミジ、サンゴジュ、モクセイ、ジンチョウゲ、
ツツジ、サツキ、アジサイ、クチナシ、バラ、ヤマブキ、
アベリア等、

2) 実のなる木
カキ、モモ、スモモ、イチジク、ナツメ、ビワ、ブドウ、
アンス、ザクロ、リンゴ、ナシ、フリ等、

3) 鳥が寄ってくる木
モッコク、ウメソドモ、ナンテン、ピラカンサス、マサキ
ヒサカキ、ウログネモチ、ヤツデ、アオキ、カクレミノ、
ツゲ、ゲミ等、

4) 景観を良くする木
マツ、シイ、カシ、モチノキ、タイサンボク、スギ、ヒバ
ケヤキ、イチョウ、ニセアカシヤ、カイヅカイブキ、マテ
バシイ、ウバメガシ等、

第7条 (植栽樹木の保護及び管理)

- (1) 協定者は、緑の環境の恵みを充分享受できるように、植栽した樹木を良好に保護するよう努めなければならない。
- (2) 植栽した樹木の病害駆除、施肥、剪定等の樹木の保護及び育成にかかる管理は、管理組合に委任するものとする。
- (3) 植栽した樹木が、増設築その他工作物の設置等の支障となる場合は原則として、移植するものとし、枯損した場合には、補植する。

第8条 (協定の有効期間)

協定の有効期間は、効力が生じた日から10年間とし、期間満了前に協定者の過半数が廃止についての申し出をしなかった場合は、さらに10年間延長するものとする。

第9条 (協定の変更及び廃止)

協定事項の変更しようとする場合は、土地所有者等会員の合意により、法による認可を受けるものとする。
協定を廃止しようとする場合は、土地所有者等過半数の合意により、法による認可を受けるものとする。

第10条 (所有者等の譲渡等)

この協定は、新たに土地所有者等となった者に対しても効力が及ぶことから、土地所有者等は、所有地等を譲渡した場合、新たに土地所有者等となった者に対し、この協定内容を明らかにするものとする。

第11条 (協定に違反したとき)

故意または重大な過失により、植栽した樹木等を伐採し、もしくは、損傷する等により、この協定に違反したときは、違反者に対して取り決めた事項の実施を求め、もしくは、原状回復を求めることを求める事ができる。違反者がこの求めに応じないときは、管理組合が違反者にかわってこれを行ない、要した費用は、違反者の負担とする。

第12条 (協定書の保管)

この協定書は、当ハイツ内管理組合の理事長が保管し、各協定者はその写しを保有するものとする。